

医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和5年3月31日
厚生労働省
医政局地域医療計画課

医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件（案）について、令和5年2月1日（水）から同年3月2日（木）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	基準病床数の算定に使用する数値のうち、療養病床を計算するための「性別及び年齢階級別の療養病床入院受療率」について、全国一律であることに違和感がある。一般病床の計算と同様に地方ブロックで計算した数値を活用すべき。	現行の基準病床数の算定式については、平成18年に、医療計画の見直しに関する検討会において議論され、設定されたものであり、「第8次医療計画等に関する検討会」における議論を踏まえ、現行の算定式を用いることとしています。 なお、制度上、都道府県において実際に基準病床数を設定する際には、地域の実態を踏まえて入院受療率を設定できるものとされており、告示で定める療養病床入院受療率を上限として、必要に応じて、独自の数値も用いることができるものとなっています。

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。